

## 高校生等奨学給付金

平成28年度概算要求額 189億円（平成27年度予算額 79億円）

- ◆ 学年進行で着実に事業を実施するとともに、非課税世帯の給付額の増額を図ることにより、低所得世帯の教育費負担の軽減を推進する（補助率 1 / 3）。

【着実な事業の実施】

【制度内容の充実】

26年度	27年度	28年度																
3年次	3年次	3年次	【平成27年度拡充】 生活保護世帯における補助対象の拡大、非課税世帯における支給額の増額															
2年次	2年次	2年次	<b>【平成28年度概算要求】</b> <b>非課税世帯における給付額の増額</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th colspan="2">給付額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯 全日制・通信制</td> <td>国公立 32,300円</td> <td>私立 52,600円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯 全日制等(第1子)</td> <td>国公立 37,400円 → 129,700円</td> <td>私立 39,800円 → 138,000円</td> </tr> <tr> <td>〃 (第2子以降)</td> <td>国公立 129,700円</td> <td>私立 138,000円</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>国公立 36,500円</td> <td>私立 38,100円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	給付額(年額)		生活保護世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円	非課税世帯 全日制等(第1子)	国公立 37,400円 → 129,700円	私立 39,800円 → 138,000円	〃 (第2子以降)	国公立 129,700円	私立 138,000円	通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円
世帯区分	給付額(年額)																	
生活保護世帯 全日制・通信制	国公立 32,300円	私立 52,600円																
非課税世帯 全日制等(第1子)	国公立 37,400円 → 129,700円	私立 39,800円 → 138,000円																
〃 (第2子以降)	国公立 129,700円	私立 138,000円																
通信制	国公立 36,500円	私立 38,100円																
1年次	1年次	1年次																
15.7万人 (実績)	34万人 (見込)	47.2万人 (見込)																

## その他の高校生等への支援

平成28年度概算要求額 27億円（平成27年度予算額 19億円）

### (1) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金に相当する額を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する（補助率 10 / 10）。

### (2) 家計急変世帯への支援

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯に対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、就学支援金と同様の支援を行うために必要な経費を補助する（補助率 1 / 2、10 / 10）。

### (3) 海外の日本人高校生への支援

海外の日本人学校等に通う日本人高校生についても、広く高等学校段階の学びを支援する観点から、就学支援金に相当する額を支給する（補助率 10 / 10）。

### (4) 特別支援教育就学奨励費の充実【再掲】

特別支援学校高等部の生徒の就学に必要な通学費、学用品費を援助する。

## マイナンバーに対応した就学支援金事務処理システム開発経費等

28年度概算要求額 7億円（前年度予算額 6億円）

- ◆ 平成29年7月に本格始動するマイナンバー・ネットワークと就学支援金事務を連動させた効率的な就学支援金事務システムを整備する。

## 15. 総合的な子供の貧困対策の推進

(前年度予算額 2,182百万円)  
平成28年度要求・要望額 3,562百万円

### 1. 要求要旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

子供の貧困対策に関する大綱を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減やフリースクール等で学ぶ子供への支援を実施する。

### 2. 内 容

#### (1) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

##### ◆教育相談の充実

1,009百万円 ( 647百万円)

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増 (2,247人→3,047人)

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるように今後段階的に配置を拡充

小中学校のための配置 (2,200人→3,000人)、  
高等学校のための配置 (47人)

- ・貧困対策のための重点加配 (600人→1,200人)
- ・スーパーバイザー (47人) の配置、連絡協議会の開催・研修を通じた質向上の取組の支援【新規】

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区 (約1万人) に配置 (ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)
---

◆学習支援の充実

○地域未来塾による学習支援の充実 628百万円（207百万円）

※「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一部〔生涯学習政策局計上〕

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市・中核市〕

経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等への学習支援を実施するとともに、新たにICTの活用等による高校生への支援を行う。

◆高校生等の就職・就学支援等 595百万円（491百万円）

○多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

101百万円（79百万円）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人等〕

生徒の多様な学習ニーズに応じた教育活動を展開する定時制・通信制課程の高等学校や総合学科の高等学校、ICTを活用した遠隔教育を実施する高等学校における生徒への支援体制の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ、確かな学力を身につけさせるなど、高等学校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進する。

○補習等のための指導員等派遣事業（高等学校分）【再掲】

494百万円（412百万円）

〔補助率 1 / 3〕〔補助事業者：都道府県・政令指定都市〕

学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援、就職支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター、就職支援員など、多様な人材を高等学校等に配置する取組を推進する。

◆要保護児童生徒援助費補助 837百万円（837百万円）

〔補助率 1 / 2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を行う。

≪関連施策≫

- ・教職員定数の改善（家庭環境などによる教育格差の解消150人）
- ・高校生等への修学支援
- ・幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

(2) フリースクール等で学ぶ子供への支援

◆フリースクール等で学ぶ子供への支援の在り方等に関する実証研究事業【再掲】  
492百万円（新 規）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県〕

フリースクール等で学ぶ義務教育段階の子供への支援策について、総合的な検討を進めるため、学習機会を確保するための新たな仕組みの試行及び検証、経済的支援に係る実証的な研究を実施。

等

(参考：復興特別会計)

※被災児童生徒就学支援等事業

8,033百万円（8,033百万円）

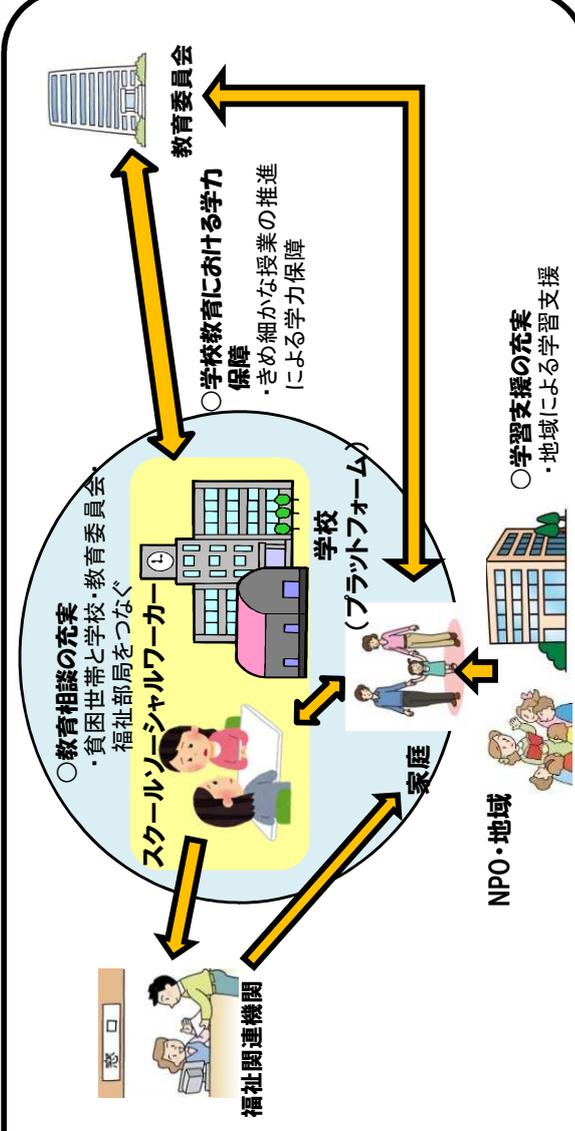
〔補助率10/10〕〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。（全額国庫補助の単年度の交付金事業）

# 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進 (義務教育段階)

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、学校における学力保障・進路支援、地域による学習支援を行うことにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指す。

【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ】



## 学校教育における学力保障

家庭環境などによる教育格差の解消に

向けた教員定数の措置 [H27]100人 → [H28] 250人(+150人)

家庭環境などによる教育格差の解消に向けた取組を支援

## 教育相談の充実

スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充【H28要求額 58億円(+11億円)】〔補助率1/3〕

### ①福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置拡充

○スクールソーシャルワーカーの配置【拡充】(週1日×3h)

[H27]2,247人 → [H28]3,047人(+800人、36%増)

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×3h)

[H27] 600人 → [H28]1,200人(+600人、倍増)

※併せてスクールソーシャルワーカーの質向上のため取組を支援

【目標】平成31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

### ②スクールカウンセラーの配置拡充

○全公立中学校(10,000校)及び公立小学校(15,000校)への配置

○さらに小中連携型配置【拡充】(+週2日×4h)

[H27] 300中学校区 → [H28] 3,100中学校区

○貧困対策のための重点加配【拡充】(+週1日×4h)

[H27] 600校 → [H28] 1,200校(+600校、倍増)

【目標】平成31年度までに全公立小中学校(27,500校)に配置

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

## 学習支援の充実

地域未来塾による学習支援の充実【H28要求額 6.3億円(+4.2億円)】〔補助率1/3〕

[H27] 2,000か所 → [H28] 3,600か所(+1,600か所)

【目標】平成31年度までに5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)

(注)地域未来塾

家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等を対象に大学生や教員OB等の地域住民の協力やICT等を活用した原則無料の学習支援

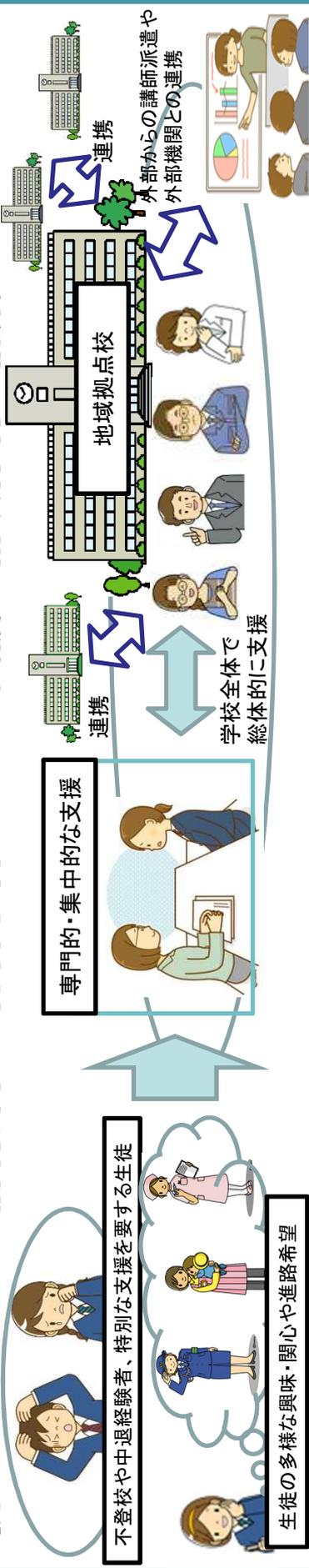


# 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

(平成27年度予算額 : 78,867千円)  
平成28年度概算要求額: 101,010千円

- ◆ **目的・背景** 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成26年8月閣議決定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じた確かな学力や学習意欲の向上等に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。
- ◆ **事業内容** 定時制・通信制課程や総合学科における支援・相談体制の構築、遠隔教育の普及・推進など優れた取組を先導的に実施する高等学校等に対し重点的に支援を図り、様々な観点から実践・検証を行うことにより、全国的に展開可能な実践事例の確立・普及を目指すとともに、委託事業間でも互いに優れた実践事例や課題を共有しながら、より優れた取組を開発。  
(指定件数 18件)

## 例1：定時制・通信制課程や総合学科における支援・相談体制の構築



定時制・通信制課程や総合学科の高等学校等において、生徒の多様な学習ニーズに対応し、生徒一人ひとりにきめ細かに専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させるなど学校全体における総合的な取組を推進。  
また、当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制課程や総合学科の高等学校等の一層の振興を推進。

## 例2：高等学校における遠隔教育の普及・推進



全日制・定時制課程の高等学校におけるICTを活用した学習効果を高める遠隔教育について調査研究を実施し、遠隔教育の普及促進を図る。

# 補習等のための指導員等派遣事業(高等学校等)

(平成28年度概算要求額:4.9億円)

## ～高等学校等の支援体制整備～

退職教職員、社会人、教員志望の大学生など

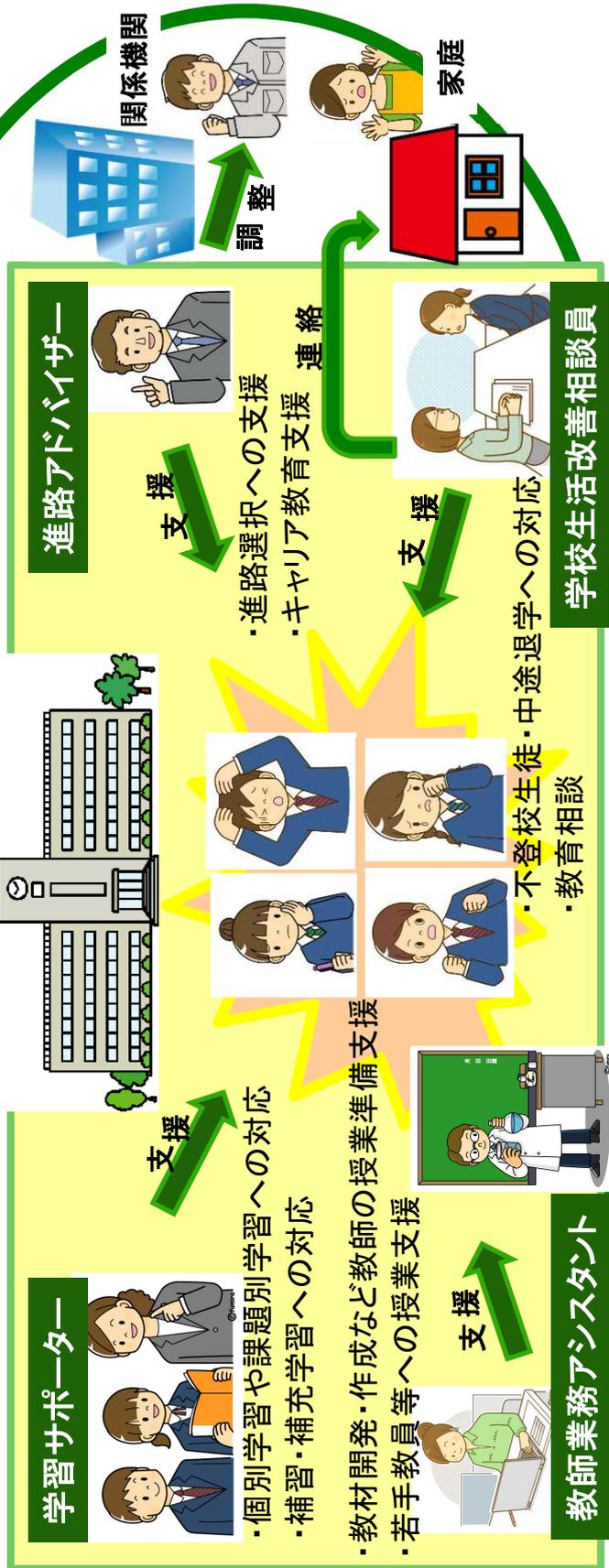
〔活用の例〕

学習指導等

進路指導等

高等学校等

学習の定着や学習意欲が十分でない生徒、不登校生徒・中途退学者の多い学校



学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上、進路支援等を目的とし、学校教育活動の一環として、補習・補充学習、進路選択への支援等を行うために、退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーターなど、多様な人材を高等学校等に配置する事業経費の一部を補助

○配置人数:1,200人(4.9億円) ○事業主体:都道府県及び政令指定都市

○補助割合:1/3(地方負担分については、地方交付税により、財政措置を講じることとしている)

# 義務教育段階の就学援助について

## 1 就学援助の実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と明記されている。

## 2 就学援助の対象者

- ① 要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（平成24年度 約15万人）
- ② 準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（平成24年度 約140万人） **【認定基準は各市町村が規定】**

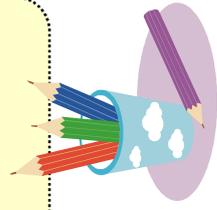


## 3 要保護者等に係る支援

- ① 補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。 **【要保護児童生徒援助費補助金】**
- ② 補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ 国庫補助率：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ 平成28年度概算要求額：837,436千円（27年度予算額：837,451千円）

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成28年度以降についても適切に対応。

※単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を予算編成過程で検討。



## 4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

※生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

# 被災児童生徒就学支援等事業

平成28年度概算要求額 80億円(前年度予算額 80億円)

【東日本大震災復興特別会計】

## <事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

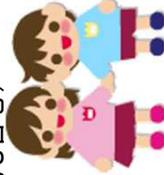
## <参考>

平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成26年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金(被災児童生徒就学支援等事業交付金)として必要な所要額を計上

## <具体的施策>

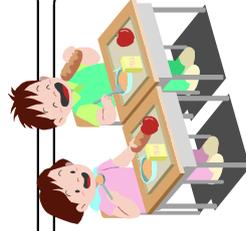
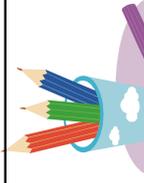
### 【幼稚園等】

(対象者) 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児  
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)  
(補助率) 10/10  
(対象経費) 保育料、入園料  
(対象事業) 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



### 【高等学校】

(対象者) 震災により修学困難となった生徒  
(補助率) 10/10  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業  
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うこと  
で、手厚い修学支援が可能



### 【特別支援(幼・小・中・高)】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒  
(震災により支弁区分が変更となった者も含む)  
(補助率) 10/10  
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業

### 【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒  
(補助率) 10/10  
(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等  
(対象事業) 市町村において行う就学援助事業  
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 【私立学校】

(対象者) 震災により就学等困難となった幼児児童生徒  
(補助率) 10/10  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



### 【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・ 専修学校高等課程・専門課程: 修業年限1年以上  
・ 専修学校一般課程、各種学校: 原則修業年限2年以上  
(補助率) 高等課程(10/10)、その他の課程(2/3)  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

## 16. 地域とともにある学校づくりの推進

(前年度予算額 119百万円)  
平成28年度要求・要望額 151百万円

### 1. 要求要旨

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進等により、社会総掛かりで教育再生を実行し、子供や地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくり等を推進するとともに、地域コミュニティの活性化等を図る。

### 2. 内 容

#### (1) コミュニティ・スクール導入等促進事業 166百万円 ( 157百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部 [生涯学習政策局に計上]

コミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進により、一層の拡大・充実を図る。(補助率：国1/3)

- ①コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり  
(390市区町村)
- ②コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり (CSディレクター配置を含む)  
(150市区町村)
- ③学校運営協議会委員の研修等への支援 (都道府県・政令市・中核市：112箇所)

#### (2) 地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業 11百万円 ( 13百万円)

※「学校を核とした地域力強化プラン」の一部 [生涯学習政策局に計上]

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援する。(補助率：国1/3) (12市区町村)

#### (3) 首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業

26百万円 ( 29百万円)

地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に取り組む新たな学校モデルを構築する。(18都道府県・市区町村)

#### (4) チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業

125百万円 ( 90百万円)

学校現場における業務改善の取組を積極的に支援し、教員と専門スタッフによるチーム体制の構築、学校マネジメント機能の強化、教員が力を発揮できる環境を整備し、子供と向き合う時間の確保や授業の充実を図る。

(40都道府県・市区町村、4大学等研究機関)

- ①支援事業として以下の事業を実施し、業務改善の取組を支援する。
  - ・学校サポートチームの構築推進事業
  - ・学校マネジメント力強化推進事業 ※その他関連施策も併せて実施
- ②普及啓発として以下の事業を実施し、業務改善の実践事例を全国に発信する。
  - ・業務改善アドバイザーの派遣
  - ・マネジメントフォーラムの開催

# 地域とともにある学校づくりの推進

平成28年度要求額 151百万円(前年度予算額 119百万円)  
別に、「学校を核とした地域力強化プラン」分 177百万円※1

※1 コミュニティ・スクール導入等促進事業、地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業は「学校を核とした地域力強化プラン」として実施。

## 1. 要求要旨

保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」の推進等により、社会総掛かりで教育再生を実行し、子供や地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくり等を推進するとともに、地域コミュニティの活性化等を図る。

## 2. 事業内容

### コミュニティ・スクール導入等促進事業 91億円の内数(166百万円) 補助率:国 1/3 ※2

地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、一層の拡大・充実を図る。

#### 導入の促進

- ・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- ・390市区町村
- ※別途、教員・事務職員加配措置あり

#### 取組の充実

- ・コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり(CSディレクター配置を含む)
- ・150市区町村

#### 研修の充実

- ・学校運営協議会委員の研修等への支援
- ・都道府県・政令市・中核市:112箇所

※2 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

### 地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業 91億円の内数(11百万円) 補助率:国 1/3

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援する。(12市区町村)

### 首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業 26百万円

地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に取り組む新たな学校モデルを構築する。(委託事業:18市区町村) ※別途、事務職員加配措置あり

### チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業 125百万円

学校現場における業務改善の取り組みを積極的に支援し、教員と専門スタッフによるチーム体制の構築、学校マネジメント機能の強化、教員が力を発揮できる環境を整備し、子供と向き合う時間の確保や授業の充実を図る。(委託事業:40市区町村、4大学等研究機関)

#### 支援事業等

学校サポートチームの構築推進事業

学校マネジメント力強化推進事業

学校評価システム構築事業

地域との協働による学校づくりへの支援

※その他、関連施策もあわせて実施

#### 普及啓発等

業務改善アドバイザーの派遣

マネジメントフォーラムの開催



業務改善の実践事例を全国に発信

# コミュニティ・スクール導入等促進事業

平成28年度要求額166百万円  
(平成27年度予算額157百万円)

※学校を核とした地域力強化プログラムの1メニュー。

補助率：国 1/3

※1

## 学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進することで、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立

### 学校運営協議会

- ・学校運営の基本方針の承認（必須）
- ・学校運営に関する意見（任意）
- ・教職員の任用に関する意見（任意）のほか、
- ・**学校支援活動等の総合的な企画・調整、学校関係者評価の基本方針の検討など、学校運営に関する全体的な協議を行う場に**

参考

活動への  
反映

### 学校支援地域本部等

学校と地域、学校と放課後のつなぎ役

地域コーディネーター

地域コーディネーター等が主体となり、PTAや地域人材の参画を得て、各々の組織・場で取組を実践

- 学校の支援活動  
(学習・部活動等支援、環境整備等)
- 放課後の支援活動  
(放課後子供教室)
- 家庭教育支援 等
- 土曜授業・学習支援 等



### 学校関係者評価

学校関係者評価の実施

### 導入の促進

- ・コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくり
- ・390市区町村

※別途、教員・事務職員加配措置あり

### 取組の充実

- ・コミュニティ・スクール導入後における運営体制づくり（CSディレクター配置を含む）
- ・150市区町村

※2

### 研修の充実

- ・学校運営協議会委員の研修等への支援
- ・都道府県・政令市・中核市：112箇所

※1 補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能。その場合、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担。

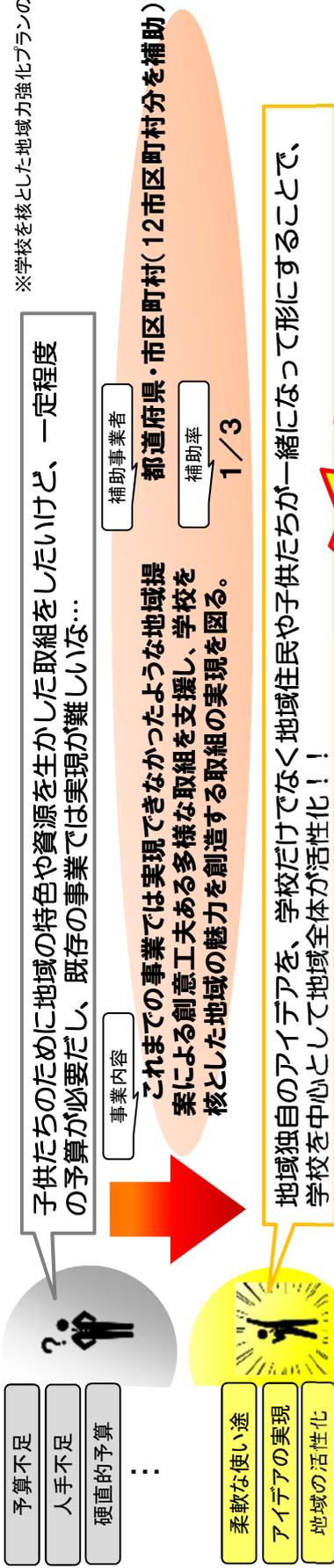
※2 CSディレクター：コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。

※ 小・中一貫型小・中学校においても、本事業への申請が可能。

# 地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

平成28年度要求額11百万円  
(平成27年度予算額13百万円)

※学校を核とした地域力強化プランの1メニュー。



## 提案例① 地域独自の学習プログラムの推進

□ 総合的な学習の時間等を活用した地域を題材とした学習プログラム  
(例：地域創造学)等を地域住民や専門家等と連携しつつ推進することにより、子供たちの地域への愛着を高めるとともに、学校を中心として地域全体の教育への当事者意識の醸成を図る。

↑ 地域の魅力を再発見するとともに、一層の魅力化を図るための地域の在り方を考えること等を通じて、受動的な学びから主体的な学びへ。

## 提案例② 山村等留学の促進

□ 当該地域外からの子供の長期受け入れにより、地域の資源を活用し、地域全体を教材とした様々な体験活動や地域住民等との協働を通して、子供たちだけでなく、受け入れられる地域側も、活動を企画・立案等を行うなど、双方向的な成長を図る。

↑ 当該地域外からの刺激を取り込み、地域全体が活性化されるだけでなく、留学生が当該地域の全国への発信役に。

## 提案例③ 民間と連携した公営塾の設立

□ 中山間地域や離島等において、地域の空き施設(空き家や学校の空き教室)等を利用して公営塾を設立し、地域の教員OBや民間の塾講師等と連携し、地域全体を巻き込んで子供たちの学力等の向上やキャリア教育の実践を行う。

↑ 学校と民間等が連携した学習のみならず、キャリア教育等も提供することにより、新たな学びの場が地域全体の協働の拠点に。

## 提案例④ 子供たちの提案するまちおこし策の実現

□ 子供たちが自由な発想に基づき、地域活性化に向けた企画・立案(例：ソーシャルビジネス、祭り、商品開発等)を行い、それらを地域の大人たちが実際に実現することにより、子供たちの自己有用感等をはぐくむとともに、地域の担い手としての力を育成する。

↑ 子供たちによる地域活性化方策の企画・立案を地域が一体となって実現し、子供たちを地域の担い手へ。

提案例◎ この他にも、様々な提案の実現が可能！

魅力ある学校

+

未来を創る教育

+

地域への愛着・誇り

+

地域の強み

+

地域のつながり

+

住み続けたいまち

+

まちの活性化

# 首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業

平成28年度要求額 26百万円  
(前年度予算額29百万円)

地域コミュニティの衰退や子供の問題行動等、学校・地域の差し迫った社会的・地域的な課題に対し、首長部局や関係機関等との協働体制を確立し、課題解決に向けて取り組む新たな学校モデルを構築・発信

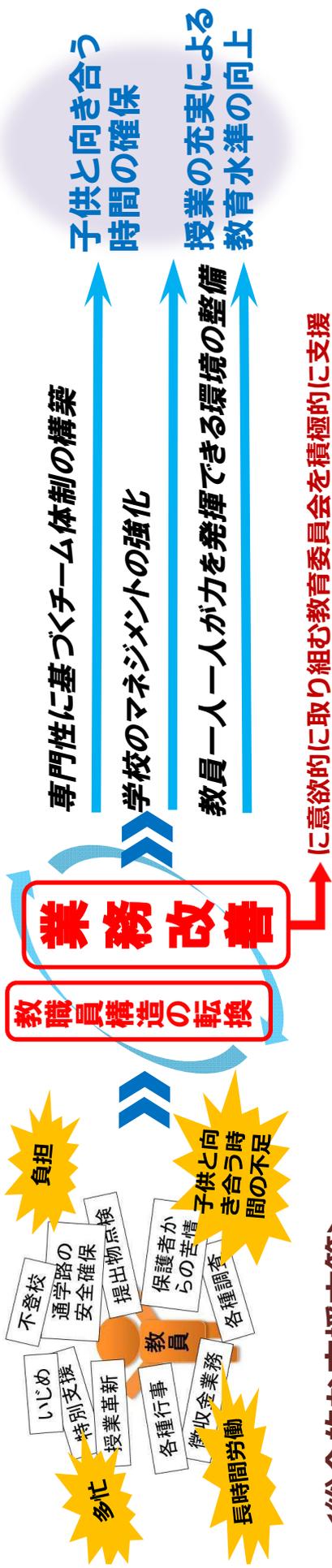


# チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進

28年度要求額 125百万円  
(27年度予算額 90百万円)

教員に加えて多様な専門スタッフによるチーム体制の構築と学校現場における業務改善の徹底とが相俟って、子供と向き合う時間を確保し、授業を充実させる必要

(※関連事業6, 819百万円の内数)



## ＜総合的な支援方策＞

<p><b>学校サポートチームの構築推進事業</b> (委託事業：新規 16百万円)</p> <p>保護者や地域からの苦情・要望など学校の抱えている困難な課題に対応するため、教育委員会における学校サポートチームの構築</p>	<p><b>学校マネジメント強化推進事業</b> (委託事業：31百万円)</p> <p>教職員と他の専門スタッフとのチーム学校体制モデルの検証や標準職務の明確化、業務の精選、管理職等のマネジメント研修の在り方などの実践</p>
<p><b>学校評価システム構築事業</b> (委託事業：24百万円)</p> <p>学校評価結果や学力・問題行動等の調査結果の分析、活用により、課題のある学校や改革に取り組む学校等支援</p>	<p><b>地域との協働による学校づくりへの支援</b> (委託事業：49百万円)</p> <p>コミュニケーション・スクールの成果検証等を通じた学校運営改善に関する調査</p>
<p><b>運動部活動指導の工夫・改善支援事業</b> (※関連事業 311百万円の内数)</p> <p>外部指導者や顧問教員を対象とした指導力向上のための研修</p>	<p><b>ICTを活用した教育推進自治体応援事業</b> (※関連事業 294百万円の内数)</p> <p>ICT支援員の育成等のためのスキル標準の整理、育成モデルプログラムの開発</p>
<p><b>学校保健総合支援事業</b> (※関連事業 40百万円の内数)</p> <p>医療機関等との連携による課題解決の取組や、学校保健指導者の育成・普及の取組</p>	<p><b>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの質の向上(いじめ対策総合推進事業)</b> (※関連事業 6,174百万円の内数)</p> <p>S・C・S・Wの質の向上を図る取組の推進(連絡協議会等の開催の支援等)</p>
<p><b>業務改善アドバイザーの派遣、マネジメントフォーラム等を通じた実践事例の全国発信</b> (5百万円)</p>	
<p><b>普及啓発等</b></p>	

## 17. 義務教育教科書の無償給与

(前年度予算額	41,200百万円)
平成28年度要求・要望額	41,200百万円

### 1. 要求要旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

### 2. 内 容

平成28年度義務教育教科書購入費の概算要求額は、教科書の定価は公共料金であることから、公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、+0.7%の定価改定等を行った上で約412億円を計上。

#### (1) 予算額等の推移

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度(要求)
予算額	412億円	412億円	413億円	412億円	412億円
定価改定率	小：▲0.5% 中：+6.1%	±0.0%	+0.2%(※)	+0.8%	+0.7%

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

#### (2) 平成28年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

- ・ 小学校用教科書 3,417円 (教科書一冊あたり407円)
- ・ 中学校用教科書 4,953円 (教科書一冊あたり537円)

# 教科書無償給与制度について

## ～理念～

- ☆ 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- ☆ 次代を担う子どもたちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて、教育的意義から実施
- ☆ 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着

諸外国においても、多くの国で教科書の無償制を実施

国(文部科学省)

(購入契約を締結)

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与

義務教育諸学校の全ての児童生徒

※ 教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり、自宅に持ち帰って学習

### ○予算額の推移

区分	H24	H25	H26	H27	H28(要求)
予算額	412億円	412億円	413億円	412億円	412億円
定価改定率	小 ▲0.5% 中 +6.1%	±0.0%	+0.2% (※)	+0.8%	+0.7%

※消費税引上げに対して別途2.0%計上

(参考) 平成28年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(見込み)

・小学校用 3,417円(教科書1冊あたり407円) ・中学校用 4,953円(教科書1冊あたり537円)

## 教科書の質量の充実に見合う教科書定価

教育振興基本計画等における教科書の質・量の充実に見合う教科書定価について、新課程に対応した教科書(小:平成23年度～、中:平成24年度～)の定価より反映

教育振興基本計画について(H20.7.1閣議決定)

### ◇教科書の改善

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する力をはぐくむことができるような教科書の質・量の改善を図る。

# 平成28年度初等中等教育局関係概算要求

## 【東日本大震災復興特別会計分】

### 復興庁所管事業

#### 就学支援 80億円

- 被災地スクールバス・ボート購入経費 0.3億円
  - ・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入費の補助
- 被災児童生徒就学支援等事業 80億円
  - ・震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、就学支援等を実施

#### 幼児児童生徒の心のケアや教育支援等 48億円

- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 27億円
  - ・スクールカウンセラー 約1,000人 など
- 被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 21億円
  - ・心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための定数措置(1,000人)
- 安全・安心のための子供の健康対策支援事業 0.4億円
  - ・児童生徒等の安心の確保の観点から、学校給食の放射性物質測定検査への支援の実施

#### 復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 27億円

- 福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円
  - ・福島県双葉郡の新たな県立中高一貫校の設置に要する経費を支援
- 福島県双葉郡教育復興推進事業 0.5億円
  - ・福島県が実施する双葉郡における教育復興の取組を具体化、加速化する活動を支援

初等中等教育局関係合計 155億円